

9月11日（第2日）

9月11日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	吉野伸康
13番	山本秀男	14番	胡子雅信
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	林久光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壺行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	報告第8号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第3	議案第59号 江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第60号 江田島市保育園条例等の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第61号 江田島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第62号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

		る条例の一部を改正する条例案について
日程第 7	議案第 6 3 号	相互救済事業の委託について
日程第 8	議案第 6 4 号	令和元年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 6 5 号	令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 6 6 号	令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 6 7 号	令和元年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 6 8 号	令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 6 9 号	平成 3 0 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	議案第 7 0 号	平成 3 0 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	議案第 7 1 号	平成 3 0 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	議案第 7 2 号	平成 3 0 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	議案第 7 3 号	平成 3 0 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	議案第 7 4 号	平成 3 0 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	議案第 7 5 号	平成 3 0 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 7 6 号	平成 3 0 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 7 7 号	平成 3 0 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 7 8 号	平成 3 0 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 7 9 号	平成 3 0 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 4	議案第 8 0 号	平成 3 0 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 5	発議第 5 号	天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（林 久光君） 改めましておはようございます。

令和元年第2回江田島市議会定例会、第2日目でございます。本日もどうぞよろしく
お願いいたします。

ただいまから令和元年第2回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（林 久光君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 皆さん、おはようございます。

6番議員、公明党の平川博之でございます。傍聴席の皆様も本当に御苦労さまです。

それでは、通告に従い、質問いたします。

S o c i e t y 5. 0時代の地方の取り組みについてでございます。

地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、持続可能な地域社会の実現に向け、地
域力強化の取り組みが進められております。

そこで、本市の現在のA Iの導入状況及び導入分野はどのようになっているのか、お
伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。おはようございます。

それでは、早速でございます。平川議員さんからS o c i e t y 5. 0時代の地方
の取り組みについて御質問いただきました。お答えをさせていただきます。

まず、このS o c i e t y 5. 0とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会
に続く新たな社会の概念、世界に先駆けた超スマート社会の実現、こういったものを示
したものでございます。これまでの情報社会では、大量のデータの中から必要なものを
それぞれが探し出し、分析・判断する作業が必要でございました。これからは、大量に
あるデータを社会全体で共有し、I o TやA I、人工知能と言われる技術などを使いま
して、自動的に分析をしようという動きでございます。それによりまして、必要な情報
を必要なときに提供し、今あるさまざまな課題を解決したり、新たな価値を生み出そう
というのがS o c i e t y 5. 0の目指す姿でございます。

現在、さまざまな業界におきまして、ロボットや自動走行車など、A I、人工知能な
どを活用していくため、産学官が連携をして研究が行われております。例えば農作業の
自動化や宅配便の自動化なども該当いたします。また、本市におきましては、東京大学

を初めとするグループが、市内のカキ養殖業者と連携をし、カキ生産量の増加や生産効率の向上などを目的といたしまして、A I を活用した実証実験を内海で行っているところでございます。これには本市も積極的に支援・協力をしているところでございます。

このような中で、昨年度平成30年度におきまして、全国の自治体を対象といたしましてA I の導入状況調査を総務省が実施をしております。それによりまして、A I を導入済み、または今後導入予定の自治体は全国で204団体、全体の1割であり、9割の団体は検討中または導入予定なしという回答でございました。本市におきましては、検討中というふうに回答しておりまして、現在A I などに関するセミナーや説明会に参加をし、情報収集を行っている段階でございます。また、導入済みや導入予定の自治体が行っております事例といたしまして、保育施設の入所選考時に、A I を活用して入所施設を振り分けるものや、会議録作成時に、A I を使って精度を高めるものが多いとの調査結果でございました。

このように、A I を活用したシステムを導入いたしますと、職員の勤務時間短縮や事務処理の正確性向上が期待されるものがございます。また、入力作業や仕分け作業に充てておりました時間をより高度な業務や新しい業務へ振り返ることなど、業務の効率化や働き方改革の推進の面で効果がこれはあると思っております。本市におきましても、将来的にはA I などを使ったシステムを活用することが十分にあり得ると考えております。

一方で、こういった取り組みは全国的に見ましても、まだまだ実証実験的な段階であるものが多くございます。また、情報の取り扱いに関しまして、セキュリティーや情報の安全性をどのように確保していくかという課題もございます。さらには、A I は業務効率化のための手段であり、その意味では外部の事業者へ業務を委託するアウトソーシングと目的は同じであるともいえます。このため、どのような分野でどのようにA I を活用するかという点も考えていく必要がございます。今後、先行事例やA I に関する技術動向などを踏まえながら、業務効率化、働き方改革の推進に向けた手法につきまして、さらに研究を重ね、S o c i e t y 5 . 0 への取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 答弁ありがとうございます。何点かですね、再質問させていただこうと思うんですが、先ほど市長の答弁の中で、カキ生産量の増加や生産効率の向上を目的としてA I を活用しているとのことでございます。この実証実験を行っていることなんですが、この取り組みは何年くらい今、やってですね、またその効果・成果ですね、そういったものがどのように得られたのかちょっとお答えください。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） こちら、市長答弁の中でありましたが、江田島湾でですね、今、地元漁協さんを中心にですね、東京大学、シャープ等がカキの生産から販売に関するサンドボックス事業というのをですね、現在取り組んでおります。それは昨年度の県のほうの事業の中で認定されまして、3年のうちに事業効果を実証するというものでございます。そして、このサンドボックス事業につきましてはですね、農業に関して

もですね、ちょっと東部のほうなんですけど、かんきつですね、栽培についても今後経営を安定させる農業についての取り組みも行っておりました、それと、観光の宮島のほうでも観光客の来島との関係をAIを活用した実証試験を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） さまざまな、これいうものじゃなくて、いろんなものを使えると思いますので、よくよくまた、さっきの答弁にありましたけど、江田島に合ったものを研究していただきたいと思いますので、お願いします。

そういったことで今、検討とか考え中ということだったんですが、江田島市以外で県内にもですね、各AIを導入して取り組みを進めているところもあると思うんですが、そういったところの状況の把握とかですね、江田島市としてやっているのか、わかる範囲でいいのでお答えください。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 県内の取り組みといたしましては、今、AIを実証中また導入予定というのがですね、3団体ございます。これはですね、内容といたしましては、ホームページで市民の皆様から問い合わせがあります。そういった問い合わせに対しましてAIを使って自動的に回答するというものでございます。またですね、窓口での外国人支援といたしまして、音声の自動翻訳、こういうのもございます。また、会議や議会などでの会議録を作成するためにAIを使ってやるというものもございます。そのほかですね、認定こども園など、先ほど市長答弁にもありましたようにですね、認定こども園などで入園する際に希望するこども園やアレルギー情報とかですね、そういったものを情報に基づきまして自動で振り分ける入所・入園判定業務、こういうのにも活用していこうとしているところがございます。これはAIということなんですけども、それ以外にですね、RPAというのがございまして、いわゆる入力作業を単純化して省力化を図るというものなんですけれども、そういったRPAというのがあるんですけども、そういったものについてもですね、職員の時間外の計算をさせて入力をさせるものとかですね、そういったものに使われておるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） これ今、部長が言った答弁はこれは県内でも、もう取り組んでおるところがあるという認識でよろしいんですね、わかりました。じゃ、またそういったところを事例をですね、しっかり踏まえてまたどんどん活用できるものはしていただきたいと思います。

次にですね、私、ドローンのことちょっと聞きたくてですね、次にドローンの活用についてちょっとお伺いするんですが、江田島市としてドローンの活用を考えているのかということですね、まず。これは例えば災害が発生したときに危険箇所を予防的に調査したりとかですね、どうしても人間の手ではなかなか入れないところなんかもドローンを使うことにより、そういった危険箇所の発見もできるんじゃないかと、これはちょっとい

ろんな画像ドローンで見たら細かく結構きれいに鮮明に写ってですね、昨年の豪雨災害で地すべりしたとか、河川の氾濫したとか、ため池が氾濫したとかいう、調査とかにすごく活用できると思うんですね。こういったことが江田島市として購入の予定とかはあるんかないか、ちょっとお伺いしたいと。

また、ドローン、それだけじゃなくて、例えば観光もSocietyの中にはございまして、ドローン活用したプロモーションビデオの作成とかしてですね、しっかり各分野に発信できるということもあるんで、購入を考えているんか、やっぱり金がかかるからまだまだ先なんかいというのは、ちょっとお答えできればお願いします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 議員さんおっしゃいますように、ドローンはですね、人の手の届かないような場所ですね、写真撮影等ができたりします。そういった状況の把握とかもできますので、議員さんおっしゃいますように災害の場面であるとかですね、現場の確認であるところに有効であるとは思っております。しかしながら、ドローンは航空法とかですね、道路交通法など、こういったものに注意しながら操作する必要もございまして、資格は要らないけれども、技術の習得が必要ということもございまして、簡単な今の写真とかは撮影はできるんですけども、それをもって測量が完了するとかいうことはございません。ですので、できることがどの程度できるのかということもございまして、あと、先ほど言いました費用の面もありますので、そういったこともあわせて、費用対効果もあわせてまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） ドローンのお話なんですが、今、江田島市の観光協会、あちらのほうで2台ドローンを持っております。これで運転するいうか、操作する人も2名おられます。観光協会のほうから観光で使うだけでなく、災害のとき、そういうときにも昨年度も大変効果があったので、というお話をいただきまして、あしたですね、観光協会と災害時に関する協力ということで協定を締結させていただきまして、ドローンの活用について考えて活用していきたい、いうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） ありがとうございます。毎日飛ばすものではないんで、そういったいろんな利活用すればですね、費用対効果とか費用とかいうものもあるかもしれませんが、十分もとは取れるんじゃないのかなとは私はちょっと思っておりますので、ぜひとも今後もそういった取り組み、人の命を守るためにやっとならと思えばですね、安全安心な皆さんが喜ぶことなんで、ぜひともよろしくお伺いしたいと思っております。

ちょっときょうはですね、検討いうのが多かったんで、なかなか質問できにくいんですが、さっき市長答弁にもありましたけど、必要な情報を、例えば分析とか共有することが困難な、今、状況でございまして、さらに少子高齢化や過疎化によりですね、人的負担も大きくなってきます。その負担を軽減させる方法としてこのIoTとかAIと

いったテクノロジーの活用が最重要と私も考えますので、さっきも答弁してしつこいんですが、これについてですね、今後また早急にこういったものちょっと取り組んでいきたいというもんがあれば、さっき事例ありましたけど、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 総務省が今、出しております自治体2040構想というのがございます。こういった中でですね、やはり全国的に人口減になっていく社会の中でどのようにしていくかっていうのが課題になっておると、インフラとか道路なんかのインフラなんかでもでき上がって50年以上たつものが皆どんどんふえていく、そして人口減によりまして公共交通機関などの廃止なども見込まれていくっていうような中で、どういうふうにしていくかっていうのが自治体の2040構想みたいなところがございます。そういった中では、自治体はスマート自治体を目指しなさいというような方針っていうようなことがありまして、スマート自治体っていうのは、今の職員数ではなくてですね、その半分の職員数で自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みがAIやRPAとかですね、こういったもので簡単に処理できるものについてはそういった機械で全て処理をすることによってそのような半減する職員の中でやっていける、住民サービスを低下させないようにやっていくっていうのがそういった流れになっています。これはそれに向けて総務省が言うておるような中です。

そういった中でですね、本市におきましても当然ながら働き方改革も含めてですね、AIであるとかRPAであるとか、そういうのもやはり導入していくことで、事務の省力化、こういうのも目指していかなければならない状況になっておるといのも感じております。

すぐにですね、今の時点では本市の状況っていうのはまだ検討段階っていうことであるわけでございますけれども、今、担当課としてはですね、さまざまな研修とかですね、そういったセミナーとかに参加をさせていただきまして、全国の事例であるとか、県内の事例であるとか、そういうものを見聞きしてですね、うちに合うものは何かということ判断しながら、次にどうやったらつなげていけばよいかということですね、今、検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当は行政のサービスの中にも、例えば住民票とか取ったりするのもですね、そういったAIを使えばそこに1人いなくなると、多方面でそういった行政サービスがまたふえて向上できるんじゃないのかなとか、僕もいろいろ思いますので、そこらの検討もしっかりしていただきながらですね、やっていただきたいと思えます。

もうございません。最後になりますけど、各自治体で進められていますサービス事業で本当に江田島市に何が適合するのか、さらに研究を重ねていただいて、行政サービス向上に向けてですね、全力で頑張っていただけるよう、期待をしてですね、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 久光君） 以上で、6番 平川議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） おはようございます。1番議員、長坂実子でございます。傍聴席の皆様、朝早くからお越しいただきありがとうございます。

では、通告に従いまして一般質問させていただきます。

健康寿命延伸のための幼少期の子供の運動促進について。

子供を取り巻くさまざまな環境により、身体活動量、運動量の減少、基本的な動作の未習得による子供の運動能力の低下が問題となっています。幼少期に基本的な動作が身についていないと、運動や日常生活でけがをしやすくなったり、また子供の体力低下は成人期の生活習慣病を発症、増加を招きます。

本市では健康寿命の延伸の施策である高齢者向け百歳体操が普及していますが、健康寿命延伸のために、幼少期から体力づくりをする運動の取り組みについて、市の考えを伺います。

1番、保育事業での子供の体力づくりのための運動の取り組み状況を伺います。認定こども園で実施している特色ある保育事業の取り組みの現状を伺います。

2番、小学校児童の体力づくりのための運動の取り組み状況を伺います。

3番、子供の運動やスポーツの動機づけは家庭教育によるところが大きいですが、遊具の設置など、児童公園の整備を含め、子育て世代向けの公園の整備が不十分です。平成31年2月定例会一般質問において、7月豪雨の災害復旧に3年程度を見込むため、復旧のめどがつき次第、公園の整備計画を再開するとの答弁がありました。来年度復旧から3年目にかかりますが、復旧の見通しについて伺います。

また、公園整備計画の再開時期も伺います。

子育て支援について。今年度は来年度から5年間の期間で実施される第2期子ども・子育て支援事業計画の策定年度であります。

1番、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定の進捗状況を伺います。

2番、計画策定のために行った妊婦・子育て世帯のニーズ調査は子育て支援課以外にもかかわりが多いですが、他の課にかかわるものについての対処方法を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から2項目、5点の御質問をいただきました。まず、私が1項目めの子供の運動促進についてのうち、保育事業での取り組みと公園整備計画等、及び2項目めの子育て支援についてお答えをさせていただきます。その後、1項目めのうち2点目の小学校児童への取り組みにつきまして、教育長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1項目めの健康寿命延伸のための幼児期の子供の運動促進についてお答えをさせていただきます。

1点目の保育事業での体力づくり及び特色ある保育事業についてでございます。

園児の健全な心身の発達を図る取り組みといたしましては、日々の遊具や器具を使った遊びを初め、園庭での駆けっこ、また運動会や遠足、夏場のプール遊びなどを通して

の体力づくりを進めております。さらに、園外保育では、身近な自然から季節の移り変わりを感じながらお散歩をすることで、心身ともに健やかな成長を育んでいるところでございます。これからも園児の安全に配慮をしながら、幼児期における体力づくりに取り組む事で、生涯の健康の基礎づくりに努めてまいります。

次の、認定こども園で実施をしております特色ある保育事業の取り組みにつきましては、本年度から各園が地域の特性を生かしながら、工夫を凝らして事業を進めているところでございます。

認定こども園えたじまでは、近くの砂浜を活用して、さとうみ科学館の館長の指導による海辺の生き物観察や、保育士と園児による海辺の生き物探検を行い、五感を刺激し、海に触れる体験から、自然に親しむ保育を進めております。また、認定こども園のうみでは、地元さつき大鼓の皆様によります和太鼓や、剣道教室に通う小学生との交流、そして公民館で活動される方によりますお茶席の体験など、伝統文化に親しみ、豊かな心を育む保育に取り組んでいるところでございます。さらに、認定こども園おおがきでは、芝生の広がる大柿高校グラウンドでの、江田島eスポーツクラブの皆様によります体力計測や走り方の指導、またスポーツ推進委員によりますボールなどを使った遊びなどから、元気いっぱい健康な体をつくる保育を行っております。

それぞれのこども園が創意工夫をし、特色のある取り組みを通じて、園児の心身の成長を育んでいくことはもとより、地域の皆様との積極的なかかわりを通して、地域と保育施設の交流が一層深まることを期待をいたしているところでございます。

次に、3点目の災害復旧の見通しと公園整備計画の再開時期についてでございます。

本市では、今年の平成30年7月豪雨によりまして、1,000カ所を超える土木・農林施設等の被害が発生をいたしました。災害復旧事業につきまして、市民の皆様が安全で安心して生活ができるよう、ことし平成31年2月、江田島市復旧・復興プランを策定し、計画的に事業を進めているところでございます。

災害復旧事業の主な箇所につきましては、道路や河川に対する公共土木施設災害復旧事業と民有地などのがけ崩れに対する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業がございまして、合計85カ所でございます。このうち、先月の8月末までに完成をしたものが19カ所、施工中が31カ所、未着手のものが35カ所でございます。この未着手の35カ所のうち、のり面工事を専門とする建設業者の方の人材不足などの理由によりまして、これは20カ所が入札の不調となっております。

このように、災害復旧事業を円滑に進めていくためには、受注業者の方の確保が緊急の課題となっており、事業の進捗には大きな影響がございまして、現時点におきましては、復旧の時期を明確にお示しすることが困難な状況でございます。また、公園整備計画の再開時期につきましては、これらの災害復旧事業のめどがついた段階としておりまして、本市といたしましては、できる限り早期に再開できますよう、今後とも災害復旧事業に全力で取り組んでまいります。

引き続きまして、2項目めの子育て支援についてお答えをさせていただきます。

1点目の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてでございます。

本計画につきましては、令和2年度から5年間の計画期間といたします、本市の子ど

も・子育て支援事業の指針となる計画で、年度内の策定を目途に、子ども・子育て会議を通じて策定の作業を進めているところでございます。現在は昨年度平成30年度に実施をいたしました子ども・子育ての支援に関するニーズ調査の結果をもとに、子育てに関する課題を整理しながら保育士や子育て支援員など、子育て支援事業に従事する職員からヒアリングを行い、今後の子育て支援施策の骨子案を策定中でございます。今月の9月30日には、本年度第2回目の子ども・子育て会議を開催し、計画書の骨子案につきまして御審議をいただくこととしております。また、年明けには計画素案を策定し、パブリックコメントによりまして、市民の皆様から御意見をいただいた上で、2月末までに計画を取りまとめる予定でございます。

次に、2点目のニーズ調査の多寡にかかわるものへの対処についてでございます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査につきましては、本年6月第1回目の子ども・子育て会議におきまして概要報告をさせていただいたところでございます。子ども・子育て会議の委員には、保育施設の保護者代表の皆さんのほか、事業連携を図る観点から、社会福祉課長や学校教育課長、生涯学習課長を任命しておりまして、この会議におきましてニーズ調査についても情報を共有しております。そのほか、委員以外といたしましては、公園整備等への要望があることから、都市整備課に情報提供をしているところでございます。また、ニーズ調査結果を踏まえた次期計画の骨子案を策定中でございますので、子育て支援施策のさらなる充実を図るため、例えば消防キッズフェアを所管いたします消防本部を含めて、全庁的な連携を図り、計画策定に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 長坂議員から小学校児童の体力づくりの取り組み状況についての御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、本市の小学生の体力についての実態でございます。

これは、全国で実施しています50メートル走やボール投げなど、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や広島県で実施しています体力・運動能力調査により把握しております。

本市の調査結果を見ますと、調査結果当初は数字的にも伸び悩んだ時期もございましたが、その後、市内の小中学校の体力づくり担当者が課題解決に向けた取り組みを重ねた結果、近年は男女とも全国平均や県平均を上回っております。

各学校はこれらの結果をもとに、毎年体力づくり改善計画を作成し、さらなる体力向上を目指して取り組みを進めております。

具体的な取り組みといたしましては、例えば持久走に課題がある学校であれば、大休憩の時間を活用して、マラソンに取り組んだり、体育館の授業における準備運動として、縄跳びなどの複数のトレーニングを組み合わせ、基礎体力向上に向けた取り組みを行っております。また、児童が主体的にやってみようと思えるように、例えば廊下に握力計や握力グリップを置き、いつでも使えるよう、そのような環境づくりに努めております。さらに、児童に体力づくりを身近に感じてもらえるよう、体力テストの結果を廊下など

に掲示したり、全児童と一緒に遊びながら体を動かす外遊びの日を奨励するなど、児童の興味関心を引く取り組みを進めております。

議員御指摘のように、幼少期の子供の体力づくりは大変重要だと思っております。今後、学力はもとより、江田島市の児童生徒は体力・運動能力もすごいと言われるようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） それでは、順に再質問させていただきます。

幼少期の子供の体力低下についてちょっと言ってるんですけども、御存じだと思いますが、子供の体力・運動能力の低下はここ全国全体でですね、30年以上低下し続けて、1985年の、先ほど教育長が運動能力調査のお話されてたんですけども、あれがですね、東京オリンピックのころから始まったと思います。1985年の3歳児の運動能力が2007年の5歳児の運動能力と同様の段階であるという調査結果もありまして、近年の子供は体つきは大きくなっているのに運動能力は未熟であるというようなことを問題視されています。

市内の子供の生活環境を見るとですね、子供が安全に遊べるような公園が身近になかったり、一緒に遊ぶ子供が周りにいなかったり、ゲーム以外にもスマートフォンとかタブレットなどの利用もふえて、子供が自発的にですね、放課後とかお休みの日に外に出て遊ぶことが難しいような環境になりつつあるんじゃないかなと思います。

また、運動する子としない子のですね、二極化も我が市では問題になっているのではないかと思います。そのため、子供の体力づくりの取り組みを積極的にするべきではないかとの思いで質問をさせていただきます。

まず、1番目の保育事業での子供の体力づくり、また認定こども園の特色ある保育事業の中でお聞きしました、認定こども園おおがきでは、体力づくりにしっかり取り組まれているということで、eスポーツの走り方の指導とか、ボール遊びとか元気いっぱい体をつくる保育というお話がありました。これですね、ぜひこの取り組みをですね、運動教室の取り組みとして、ぜひ市全体で充実させてもらいたいなと思います。子供の体づくりのことは御家庭の関心が高く、将来の生活習慣病予防に向けた幼児期からの運動習慣づくりに取り組んでいる自治体もほかにもあります。英会話、江田島市の魅力ある保育事業としてされておりますが、こども園や保育園で専門講師による子供の運動教室の取り組み、これはどうでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほど市長の答弁でも紹介させていただきましたが、本市では今年度からソフト事業にも充実をさせていこうということで、それぞれのこども園で特色ある保育事業にも取り組ませていただいております。議員先ほど繰り返していただきましたが、認定こども園おおがきでは、今後先ほど市長答弁があったもののほかに、青少年交流の家の協力を得まして、忍者体験遊びですとか、スポーツ推進委員による跳び箱やマット運動を指導していただきます。また、年度末にはこれら1年間の認定こども園おおがきの取り組みを通じて、どのように向上が見られたかということをは

かるために、年度末には体力計測を行うことで、1年間の体力向上を検証する予定としております。このような取り組みを今年度から進めさせていただいておりますので、この効果検証なども含めまして、今後どのような取り組みを幼児教育の現場の中でしていくことが本市の子供たちの健康づくり・体力づくりにつながっていくかについて、積極的に今後取り組みを進めていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 認定こども園おおがきで取り組みをさらに広げられるというお話で、ぜひですね、体力計測もされているということで比較検証していただいて、効果がある、ほかの子供と比較しないといけないのかなとは思いますが、効果があればぜひ広めていただきたいと思います。民間企業でも出張授業とかありまして、子供の体力づくりの研究も進んでおります。専門の指導があり、体幹鍛えたり、目の運動であったり、瞬時に考えて動くとか、いろんなスポーツの運動するプログラムが充実しております。いろいろ教えてくださる方いらっしゃると思いますが、専門講師の運動教室であれば、保育士の負担もかかりませんし、習い事行ける子・行けない子かかわりなく、全ての子供たちの体づくりになると思いますので、これから全体を視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

次に、小学生の体力づくりについて質問させていただきます。

今、教育長から御答弁いただいて、それぞれの学校で工夫しながら体力づくりに取り組まれていることよくわかりました。学校内でできる限りの取り組みをされていることで、教育への熱意をすごく感じました。

再質問といたしまして、子供の生活習慣について質問させていただきます。

来年度から小学校教育でプログラミングが必須となり、児童にとってICT機器は一層身近なものになると思います。子供を取り巻く環境を見ると、ゲーム・スマートフォン・タブレットなど、ICT機器が子供の生活の中に入ってきていると思います。家での過ごし方、ICT機器との向き合い方について学校からの指導、あと保護者との連携はありますでしょうか、あるとしたらどのようなことをされているのか、教えてください。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今、言われたように子供さんが外で遊ぶ機会が少ない、特にICT機器、ゲームなんかを使うということでですね、各学校では夜の時間を決めてですね、それ以降はもうパソコンは使わないとかいうふうにしております。そういった取り組み、各学校においてですね、その生徒さんの状況を見ながら機器の使用状況を決めたりとかですね、いうことをやっております。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今、おっしゃられたように、やはり夜の時間を決めないと、時々聞きますのが、子供が睡眠不足になりがちというお話ですね、保護者の方からもこれ注意しないといけないというふうに聞きます。スポーツ、運動もそうなんですけれ

ども、学習する時間も減ってしまうという問題も聞いております。子供の健康を考えると、身体活動量ですね、運動量をどうふやしていくか、家庭生活の中でもふやしていく取り組みが有効ではないかというふうに思っております。例えばなんです、放課後の学校や土曜日の学校、あとは地域の集会所などの施設を利用してですね、親子向けの運動教室や児童の運動教室を開設したりですとか、あと出前講座ですね、そういったものを開いて子供の運動の習慣化っていうもの、取り組むことはできないでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 生涯学習のほうですね、いろんなスポーツには取り組んでおります。それは子供さん限定というよりもですね、皆さんに家族で楽しんでもらえるようなものということでですね、ことしの10月には一応江田島市民スポーツ大会というのを、これはお子さんから御高齢の方、家族で楽しめるものを予定しております。こういったことでスポーツに触れてもらう、子供さんだけでなく皆さんに触れてもらってですね、運動機会が家庭の中でも広がっていけばいいかなと思っております。確かに議員さん言われるように、子供の体力というのは、だんだん昔に比べては落ちてはきております。ただ、その中でも江田島市の子供たちは、県とか全国平均よりは今の段階ではあるということでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 江田島スポーツ大会ですね、ぜひちっちゃいお子さんから皆さん幅広くということですよ。はい、これも御家庭の啓発になると思いますので、いいと思います。

また、継続的なそういった運動教室というものは生活習慣の健全化になると思います。百歳体操は健康を意識して自発的に教室に行かれる方だと思うんですけども、子供にはですね、運動の魅力だとか楽しさを伝えるところから始まるんじゃないかなと思います。スポーツ大会はそうですし、いろいろeスポーツだとかあると思いますので、地域にですね、出張授業という形で子供たちの運動教室、試験的にどこか地域で開催してもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） そうですね、そういうのもメニューがあればやっていきたいと思っております。また、学校でもですね、トップアスリートを呼んで授業は行っております。これは県のメニューであるんですけど、走り方教室なんかには為末選手が来てですね、子供らに教えております。

ただですね、そういったトップアスリートなどに来てやっていただくというのは、刺激にもなるし、感動もするとは思いますが、やっぱり一過性で終わっては余り意味がないのかなというふうに思っております。継続して取り組んでこそ、初めて児童みずからのものになるのではないかなと思っております。そのためにはやっぱり学校ですので、教師、先生がですね、できてこそそのものだと思っております。学校の先生にですね、しっかりそういった指導ができるように、自分のものにしてもらいたいというのが学校教育の基本ではないかというふうに思っております。

刺激を持たせるとか興味を持たせるということと、それを学校教育で継続して定着させる、この両輪がなければならないというように思っております。今現在も学校ではそういう取り組みをしっかりとしておりますので、より一層こういったことを進めていこうと思います。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 妊婦・子育て世帯向けのニーズ調査で、スポーツにかかわることがあったんですけども、家庭の中で子供に与えることが難しいことは何ですかという質問がありました。その中で、子供に地域のスポーツ活動に参加させることができないと答えた家庭が10.1%あります。運動する子としない子の二極化が問題となっていますけれども、スポーツさせられないのには、家庭的な経済的な理由があったりですとか、今、江田島市内のスポーツクラブではですね、地元だけでは成り立たないということもあって、さまざまな地域から子供集まって成り立っている現状もいます。スポーツクラブの送迎がないと行けない環境の子供たちもいまして、共働きとかひとり親など、仕事の都合で送迎できなくてスポーツ参加させられないというお話も、これはよく聞きます。環境の要因というのはなかなか解消難しいと思うんですけども、地域の中で子供たちが運動に取り組めるような生活習慣の健全化に向けた取り組み、ちょっとずつでも、何かイベントでもいいと思うんですが、ぜひやっていただきたいと思います。

3番目の災害復旧の見通しと公園整備の再開時期について、再質問させていただきます。

先ほどですね、入札不調多数発生しているとのことですが、災害箇所が多数あるのはわかっていた話であり、入札不調対策を市としてこれまで何かやっておられましたか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 入札不調対策の御質問ですけども、確かにですね、災害箇所が多数ありまして、工事発注件数がこれまでの件数を大きく超えて建設業者の対応能力を超えてしまうのではないかと、そういった危惧は確かにありました。未曾有の災害ということで、市としてもですね、県の取り組みを参考に受注に当たりまして建設業者の負担の軽減を図るという取り組みをしてきたところです。一例を申しますと、まずはできるだけ近隣の工事をまとめて発注するなど、工事件数を減らしたりとかですね、そのほか建設業者を工事執行に当たりまして契約工事ごとに技術者というものを設置する必要があるんですけども、一定金額未満、こういったものについては、特に災害の場合は技術者のそういったかけ持ちというのをフリーにすると、そういったことで技術者の確保という面に対して業者の負担を減らすと。さらには、県外企業が仮に下請で遠くから来るような場合もですね、そういった経費を払うというようなことも特記仕様書に明示いたしまして、こういった対策を実施してきたところです。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 災害箇所も大体工事するところわかっていて、業者の数もわ

かっいて、大体予測はつくのかなと思うんですが、入札不調は大体いつごろまで続くと思われませんか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） この入札不調という状態、現象なんですけども、これは本市に限らずですね、県内多くの市町において現に発生している問題でございます。現時点でその予測というのがなかなか立てにくいんですけども、今後も災害工事がこの市町も発注は続いていきますので、私的には少なくとも今年度いっぱいには続くのではないかというふうに懸念しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 本市では市内業者を対象にする指名競争入札を行われて、人員不足とも原因とするような入札不調が起こっていると思います。そうであれば、災害工事に限ってですね、市外業者も入札参加できるように対象を広げるようにするべきではないでしょうか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 入札不調対策の御質問になるんですけども、議員御指摘のとおりですね、例えば市内の建設業者が人員不足を原因として入札不調が発生していたならばですね、人員の余裕のあるエリアまで対象を広げればですね、そういった場合であれば入札不調の回避が可能というふうに考えられます。

ただ、災害工事の入札不調というのは、市長答弁でもありましたとおり、多くがのり面、工事を専門といたします下請業者の確保が困難が原因となっております、この減少もですね、県内全域に及んでおりまして、エリアを拡大したとしてもですね、その解決が速やかに図られるというものではないというふうに認識しております。ただですね、これはあくまでも予測でありまして、では全くだめなのかという実績・実態を確認したわけではございません。市外業者までですね、対象を広げるかどうかにつきましては、本市の入札契約制度にかかわる問題でありますので、担当部局ともですね、協議して、県や他市町の状況も踏まえて、いずれにしても入札不調が回避できる対策をですね、検討・実施していきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 深刻な状況だと思います。復旧を待ちながら不安な生活を続けていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、できる限りの対策をとっていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。公園の整備計画の再開についてなんですけれども、公園の工事をしなくても整備計画の検討、再開はできないのでしょうか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 現在土木建築部ではですね、災害復旧は最優先に人員も含めてですね、そういったところに振り分けて早期の復旧に取り組んでいるところです。このため、実際の人員もですね、昨年度までいた公園の担当というものも現在災害復旧部署に配置がえしてございまして、災害に当たっております。そういったことで仮

に公園整備計画を検討するに当たりまして、そういった執行体制の面からもですね、かなり困難だというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 子育てをする環境の中で、やはり子育て世帯からですね、問題視というふうにいえるかと思うんですけども、公園の整備不足についてはニーズ調査結果でもわかりますが、すごく要望が多いです。ですので、公園の工事ができなくても整備計画の検討はぜひ市の内部で行って、整備のおくれを最小限にさせていただきたいと考えております。職員がもしいないのであれば、災害復旧も大変だと思います。任期つきの職員さんを募集するなど、考えるべきではないのかなと思います。これはお願い事項として、次の質問に移らせてもらいます。

先ほど第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてのスケジュール感いただきました。子育て支援課の中でのヒアリングなども行われて、パブリックコメントもこれから行われるということですけども、関係各部署連携もされていると思います。今回ですね、妊婦等子育て世帯のニーズ調査結果ですね、たくさん要望が集まっております。子育て支援は他部署のアプローチも必要だと思いますが、人口減少対策として、子育て支援に力を入れていただきたいという思いもあります。集めたニーズ調査を有効に使って、ぜひ全庁挙げて子育て支援に取り組むべきだと思います。

ここで、提案させていただきたいのが、子育て支援課だけでなく、課を超えたチーム体制による子育て支援です。選抜メンバーですね、各部署から選抜メンバー集めて、子育て世帯の状況把握、ニーズ把握、共同で支援策の協議をするような子育て支援、対策推進のためのチームを立ち上げて、より子育てしやすい環境づくりを進めるべきではないでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 子育てに関して、庁内横断的なチームをつくってはどうかということの御提案でございます。

子育て支援事業計画を策定するには、子育て支援課において各課と連携をしながら、取り組みの内容を今、取りまとめておるところでございます。しかしながら、子育て支援策の実施に当たりましては、それぞれの部署が個別に所管の事務事業の中で行っているというのが実情となっております。ですので、本市の重点テーマとなっております子育て支援策の充実につきましては、全庁的な対応を考える必要がございます。連携を図ることで、よりよい施策を生み出すことができると思います。今後、議員御指摘の文教厚生委員会で南部町の御視察にも行ったと伺っておりますが、そういった他市町の取り組みも参考にしながら組織横断的なプロジェクト会議の設置などについては今後検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） そうです、文教厚生常任委員会で鳥取県の南部町の視察に伺いまして、そこでも子育て支援課だけじゃなく、課を超えた枠組みでそこでは少子化対策推進協議会というものをつくって、結婚・出産・子育てまで支援策を協議して推進す

るっていう形をつくられていました。子育て支援課以外の他の課の支援策もですね、南部町独自で充実させて、子育て支援のためいろいろ取り組みをされています。南部町の子育て支援制度が充実してるから移り住んでくる人もいるというお話も聞きました。実際に南部町では人口が年々減少しているのに、出生数は変わっていない、ここ数年はふえているというような状態であることも聞きました。南部町の取り組みの中でですね、我が市もぜひ導入すべきという取り組みがありましたので、ちょっとお願いしてみたいんですけども、子育て世帯定住促進のための住宅補助制度というのがあります。南部町では5つやってたんですけども、中でもですね、いいんじゃないのかなと思うのが三世帯同居の支援策です。これは、先日中国新聞でも出てたんですけども、坂町の定住促進事業ですね、その取り組みが大変好評であるという記事でした。三世帯同居、近居住宅の新築、増改築に補助をするという事業で、2016年から坂町始めて、開始から4年間で260人の定住につながったということです。こういう取り組みはほかの自治体でもいろいろとあると思うんですが、子育て世代の市外流出の防止につながると思います。ニーズ調査の中でも、世帯に重要だと思える支援は何ですかという質問に、住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられることと答えた方が上位に挙がってました。ぜひこの取り組みをお願いしたいんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 定住対策や子育て支援策につきましては、本市の大きな課題です。次期総合戦略を策定する上で、これはテーマの1つとして議論してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひ御検討をお願いします。

あともう一つあるのですが、子育て応援ポイントというものを南部町がされてます。そこでは、子育て支援課や教育委員会の行事に参加したらポイントが付与されて、たまったら子育て用品や学習用品などと交換できるというような子育て応援ポイント制度をされています。我が市では、65歳以上を対象に既に介護予防のための百歳体操参加を促すポイント制度取り組まれています。拡充に向けて検討されるという、きのうも御答弁ありましたけれども、ぜひですね、子育ての孤立防止に有効であると思いますので、その制度を子育て支援に活用していただきたいと思います。

例えばですね、小さなお子様だったら、先日親子ふれあいイベントあったと思うんですが、ああいう参加ですね、出かけることがやっぱり孤立防止っていうことになると思いますし、乳児健診など、そういったのでポイントを付与するとか、小学生対象だったら、これからスポーツ大会とかあると思いますが、行事参加だとか、そういった活動ですね、そういったところに出ていったら、社会参加などをしたら、5ポイント付与するとか、私としては何か運動教室ですね、ああいう取り組みにも使っただけならなと思うんですけども、子育て家庭が外に出る後押しと子供が健やかに成長する後押しになると思います。ぜひこの取り組みを考えていただきたいんですけども、いかがでし

ようか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先日岡野議員から御質問いただきました、え・た・じ・マイレージポイント事業は、高齢者の皆さんの社会参加を促すための取り組みで、今後これは拡充したいというふうに考えておりますし、本市の施策の重要テーマ3つありますが、その中の2つ、健康寿命の延伸の取り組みと、子育て世代の皆さんに対する子育て支援制度の充実、この2本の大きな柱が福祉保健部の課題としてございますので、高齢者の方の社会参加を促すためのえ・た・じ・マイレージポイント制度、それと相並ぶものとして、子育ての皆さんを応援するためのポイント制度というのは、考える価値のある制度だと思いますので、南部町の制度などを研究させていただきながら、どのようにすれば子育て世代の方が社会参加をしたり、孤立防止をしたり、応援することができる制度になるのかということについて今後しっかり研究してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひ子育ての孤立防止っていうことが一番重要だなと思いますので、お願いいたします。

子育て世代包括支援センターでは、相談体制、より一層これから強化するというところで、ネウボラの一環として、妊婦期から産後まで切れ目のない支援というものを取られると思います。現在体制を整えていることだと思うんですけども、ちょっと把握のために教えていただきたいんですが、30年度の虐待件数教えていただけますでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 30年度の本市の子育て支援センターのほうで把握させていただいております虐待の件数でございます。平成30年度実績です。年間で計56件ございました。虐待の分類別に行きますと、身体的虐待が17件、性的虐待が1件、心理的虐待が22件、ネグレクトが16件の計56件でございます。ちなみに、今年度上半期の9月1日現在の状況でございますけれども、9月1日現在まででは25件の御相談をいただいております。身体的虐待が9件、性的虐待が1件、心理的虐待が7件、ネグレクトが8件とこのようになっております。児童虐待に対する社会的認知が進んできておりますので、相談件数はふえる傾向でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） すみません、もしわかれば、例えば未就学児だとか小学生だとか中学生だとか、もしわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの56件の中で内訳でいきますと、30年度の実績です。ゼロ歳から3歳までが12件、3歳から就学前までが17件、小学生が19件、中学生が3件、高校生が5件でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ありがとうございます。子育て世代包括支援センターで家庭相談員、先生がいろいろかかわって相談受けられていることと思います。今、妊婦から出産、子育ての段階でずっと相談体制充実してると思うんですけども、小学校に入ったときにですね、新しく学校という世界に入られるわけだと思うんですけども、そこでの相談体制ですよね。家庭相談員の先生の相談で足りるのか、学校の中との連携ですね、どのようになってらっしゃるか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 虐待のケースでということですので答えさせていただきます。虐待のケースでいいますと、要保護児童地域対策協議会というものを組織しております、この中にはもちろん県の子ども家庭センターでありますとか、警察署または民生委員、児童委員の中の主任児童員の方ですとか、学校の先生方も入ってきておまして、子供を取り巻く全ての関係者がこの協議会の中に位置づいておまして、一つ一つの要保護、要支援が必要な児童の状況について、情報を共有しながら個別のケースについては個別のケース会議のようなものを開いて、この家庭をどういうふうに支援していくのがいいのかということを相談させていただいておりますので、教育委員会と福祉保健部連携しながら県との機関とも連携して、それぞれの家庭を見守る体制を構築しているところでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） すみません、教育委員会のほうにもちょっと質問があったので。今、福祉保健部長が言われたとおり、保育園、小学校というような連携をして本当にやっております。学校のほうにはですね、もちろん養護の先生もいますし、小学校1年であれば担任の先生もいます。さらに県のほうからはスクールカウンセラーの先生も来られていますので、学校に上がってこられたら、学校の中でのお話であれば、そういった先生らもしっかり連携をしてやっております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 先生方初め、あとスクールカウンセラーの方も入ってらっしゃるといことで、1つお聞きしたいのが、スクールソーシャルワーカーについてどのようにお考えかなというのがあります。子供、家庭、先生ですね、だんだんと例えば不登校だとかいろいろな問題が生じたときですね、学校現場で教員の取り組みが困難となったり、そういった複雑な問題に対処することにちょっと精神的な負担があったりとか出るのではないかなと思うんですが、スクールソーシャルワーカー、ベストは子供への支援だとか環境に適するように支援したり、教員の支援とか両方に支援するとか、関係性をつくっていくというような役割があると思うんですけども、家庭相談員とも連携をとってらっしゃると思うんですが、孤立しないようなそういった学校と子供との間に入るというような、そういった支援ですね、今もう状況できているのか、スクールソー

シャルワーカーのこれから考えようとか、そういった見解がもしあれば教えてください。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今の不登校とかいじめとかいろいろな学校の問題はですね、まずはとりあえずはやっぱり学校のほうでしっかり取り組んでいきます。先ほども福祉のほうからも、福祉部長のほうからもあったんですが、当然福祉保健部や県の機関とも連携しながらやっている。ケース・バイ・ケースにはなってしまうんですけど、全然連携せずにやるということにはごさいません。ただ微妙な問題でございまして、まずは学校の先生がしっかり取り組んでいくというのが基本ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） ソーシャルワークの視点で支援が必要ではないかという趣旨の御質問だと思います。昨日の岡野議員の御質問にも答えさせていただきましたが、今後厚労省においては、子ども家庭総合支援拠点を整備していくというふうな子供を総合的にソーシャルワークの視点で支援していく必要が社会問題解決のためには必要であろうという視点を持ち合わせておまして、その中でソーシャルワーカーをさまざまな場面で活用して、子育て家庭を支えていくということは、この取り組みは今後進んでいくというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 長坂議員。あと5分です。

○1番（長坂実子君） もう質問終わります。ぜひ支援体制、強化に向けて動かれていると思いますので、ぜひ連携していただいて、これからも進めていただければと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） 以上で、1番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時30分まで休憩いたします。

（休憩 11時16分）

（再開 11時30分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第2号

○議長（林 久光君） 日程第2、報告第8号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第8号につきまして御説明をいたします。

別冊となっております平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いをいたします。

報告書の1ページでございます。

1、平成30年度健全化判断比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。報告する指標は4点でございます。

(1)の総括表におきまして、区分ごとその数値をお示ししております。1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、バーで表記をしております。3番目の実質公債費比率は6.0%、4番目の将来負担比率は10.4%でございます。表の3段目、4段目にお示しをしております早期健全化基準、財政再生基準の基準値以内にどの指標もおさまっております。

この結果に基づきます4つの表記のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となりまして、また、将来負担比率を除く3つの指標値のうち、いずれか1つでも財政再生基準以上になりますと、財政再生団体となるものでございます。

また、2ページには実質赤字比率の算定根拠を、3ページには連結実質赤字比率の算定根拠を、4ページには実質公債費比率の算定根拠を、5ページには将来負担比率の算定根拠をお示ししております。

6ページをお願いをいたします。

続きまして、2、平成30年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1)総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。

地方公営企業法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計の2会計がございます。いずれの会計も資金不足がございませんので、バーと表記しております。地方公営企業法非適用企業は、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計がございます。この会計につきましても、資金不足がございませんので、バーと表記をさせていただいております。

それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化比率20%を超えますと、その公営企業につきまして、早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

また、7ページには地方公営企業法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページには地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。10ページには参考とい

たしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第8号の報告を終わります。

先ほど、報告のありました報告第8号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されておりますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の監査意見について御報告いたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を去る8月9日から8月27日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うとともに担当職員から説明を求めて慎重に行いました。その結果、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、監査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（林 久光君） これをもって監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第3 議案第59号

○議長（林 久光君） 日程第3、議案第59号 江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第59号 江田島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴いまして、所要の規定の整備等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第59号について説明いたします。

このたびの改正は、印鑑登録証明書に旧氏を記載することができるよう、現行条例の一部を改正するものです。議案書3ページと4ページに改正条文、5ページから7ペー

ジに新旧対照表、8ページに参考資料として説明資料を添付しております。

8ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてです。

さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏に変更があった者について、住民票への旧氏の記載が可能となることに伴い、所要の規定の整備をします。あわせて、印鑑登録証明書の交付手続について、市民の利便性の向上を図るための規定の整備をします。

2の改正内容について。

(1) 住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏に変更があった者について、住民票への旧氏の記載が可能となることから、住民票に記載された旧氏での印鑑登録並びに印鑑登録原票及び印鑑登録証明書への旧氏の記載ができるよう、所要の規定の整備をします。

(2) として、印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑登録証を提示しない限り交付を受けることができないものとしていましたが、印鑑の登録を受けている者からの交付申請に限り、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであると確認できた場合は印鑑登録証の提示を省略することができるように改正します。

3の施行期日についてです。

施行日は、政令の施行日と合わせて、令和元年11月5日としております。その下に印鑑登録証明書のイメージを掲載していますが、こちらのイメージ図のように氏名の下に旧氏の欄を追加します。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号

○議長(林久光君) 日程第4、議案第60号 江田島市保育園条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第60号 江田島市保育園条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

幼児教育・保育の無償化に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(林久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 議案第60号 江田島市保育園条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書10ページから21ページに改正条文を、参考資料として22ページから43ページに新旧対照表を、44ページに改正の趣旨及び主な改正の内容等を添付いたしております。参考資料により、改正の内容について説明をいたします。議案書44ページの参考資料をごらんください。

まず1、改正の要旨でございます。

本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴いまして、関係する条例において必要な規定の整備を行いますとともに、法令の改正に合わせた用語及び引用する条項などを整理するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、2、改正の対象となる条例でございます。

今回保育の無償化に伴いまして、改正をお願いいたしますのは、次の4つの条例でございます。(1)として、保育園の位置や名称などを定めております江田島市保育園条例、(2)として、保育園及び認定こども園で実施いたします保育事業の運営に関する基準を国に準拠して定めております、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。この条例につきましては、以下基準条例と申します。次に、(3)としまして、保育施設の入園するための基準を定めます江田島市保育の必要性の認定に関する条例、最後に(4)として、認定こども園の位置や名称などを定めます、江田島市認定こども園条例、以上4つの条例の一部について改正をお願いするものでございます。

3、主な改正の内容でございます。

まず、(1)として4つの条例全てに共通する改正の内容を表に取りまとめております。子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、条例で用いております略称を改めるものでございます。表の右側の欄に現行を、左側の欄に改正案をお示ししております。順に御説明をいたします。

まず、1段目の現行、支給認定でございます。これは、保育施設に子供さんをお預かりすることを決定することをあらわす用語でございますが、これを教育・保育給付認定とあらわすこととします。次に、2段目の現行、支給認定保護者でございます。これは、お子さんを保育施設でお預かりすることを決定された保護者の方をあらわす用語でございますが、これを教育・保育給付認定保護者と改めます。最後に、3段目の現行、支給認定子どもでございます。これは、保育施設にお預かりすることが決定されたお子さんのことをあらわす用語でございますが、これを教育・保育給付認定子どもと改正いたします。先ほど2でお示しいたしました4条例におきまして、この3つの用語を改正するものでございます。

次に、(2)といたしまして、保育施設の運営に関する基準を定めております基準条例が対象となる改正の内容でございます。

これは、基準条例が準拠いたしております国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、所要の改正が行われたため、次の2つの事項について改正をするものでございます。

まず、アといたしまして、保育給食費の徴収に関する改正でございます。

これまで、保護者の皆様から保育料などとして徴収してきました、保育給食・副食の提供に係ります費用につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象外となりますことから、これを特定教育・保育施設または特定地域型保育の事業者であります市が保護者の皆様から支払いを受けることができるようにするものでございます。保育施設の運営に関する基準について改正いたしますのは、このアの部分のみでございます。

最後にイといたしまして、そのほか法令の改正に伴い、用語及び引用条項などの整理をいたしております。

4、施行の期日につきましては、附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行するとしております。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号

○議長(林 久光君) 日程第5、議案第61号 江田島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第61号 江田島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてでございます。

水道法及び水道法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(林 久光君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第61号 江田島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることとなったため、これに合わせ関係条例の改正を行うものです。

46ページに条例案を、47ページに新旧対照表、48ページに参考資料をお示ししております。

条例の改正内容について、参考資料で説明させていただきますので、48ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨といたしましては、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることとなったため、更新手数料を定めるとともに、水道法施行令の一部改正に伴う引用条項の整理をするものです。

2、改正の方針について。手数料は条例で定め、徴収することとなるため、更新手数料についても条例で定める必要があります。このことから、指定給水装置工事事業者の新規指定に係る事務手続について、証書の交付を含めた手数料に改め、既に指定されている工事事業者の更新に係る事務手続は新規指定と同様であるため、更新手数料の額に

についても同額とするものです。

また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、条例で引用する条項に移動が生じたため、必要な改正を行うものです。

3、改正の内容については、1つ目が水道法関係として、平成8年度に制定した指定給水装置工事事業者の新規指定手数料7,000円と、証書交付手数料1,700円について、別々に規定していましたが、このたび証書交付手数料を含めた指定手数料として1万円に変更するものです。また、更新制導入に伴い、既に指定されている工事事業者の更新手数料として、新規指定手数料と同額の1万円と定めるものです。

2つ目は、水道法施行令の一部改正に伴い、引用条項に移動があったため、整理をするものです。

4、条例の施行期日については、改正水道法の施行期日に合わせて、令和元年10月1日とします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

（休憩 11時56分）

（再開 13時00分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第62号

○議長（林久光君） 日程第6、議案第62号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第62号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公務員法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防庁から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、議案第62号 江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

50ページに改正条文、51ページから52ページに参考資料として改正する条例案新旧対照表及び改正の趣旨等を添付しています。

52ページの参考資料により御説明いたしますので、お聞きください。

1、改正の趣旨でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法の一部が改正されたことを受け、欠格条項の適正化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、2、主な改正内容でございますが、（1）欠格条項第4条中第1号の成年被後見人または被保佐人の削除を行っております。これは、成年被後見人または被保佐人は、消防団員となることできないとする内容を削除するものです。

（2）として字句の整理を行っております。

今回の改正により、成年被後見人または被保佐人であることを理由として、一律に採用等の任用を断るのではなく、消防団活動に対しての能力の有無を判断して任用を決定することになりますが、現行におきましても消防団員の採用は分団長等の面接により、災害出動に耐えられる体力があるかなどの適格性を判断して決定するようにしています。

なお、今までに成年被後見人または被保佐人がという理由で採用を断った事案はなく、入団の申し込みもありませんでした。また、入団後心身の故障により、消防団活動を行うことが難しくなった場合などには、後任、任免等の分限の規定が整備されています。

（3）施行期日でございますが、地方公務員法の施行日に合わせて令和元年12月14日としています。

以上で、説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○14番（胡子雅信君） すみません、確認までにちょっと教えてください。一応私、承知していないものですから。

このたびの改正で、成年被後見人または被保佐人が消防団になることができることになりすけども、その場合、後見人もしくは保佐人の同意というものは必要なのかどうか、こここのところを、ちょっとすみません、確認までに教えてください。

○議長（林久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） もし入団の申し込みがあった場合にはですね、その個人を見て判断するというので、これが第三者の確認とかいうのはありません。あくまでも本人に対しての判断でございます。

以上です。

○議長（林久光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号

○議長（林久光君） 日程第7、議案第63号 相互救済事業の委託についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第63号 相互救済事業の委託についてでございます。

災害による財産の損害に対する相互救済事業を委託することにつきまして、地方自治法第263条の2第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第63条につきまして御説明をいたします。

議案書54ページから55ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、54ページをお願いいたします。

1、概要でございます。

地方公共団体の所有財産に対する災害や事故の際の損害補償につきましては、全国的な公益的法人に委託することによりまして、他の地方公共団体と共同をして相互救済事業を行い、対応をしております。本市におきましては、これまで主に全国の町村で構成をされております一般社団法人全国自治協会に委託をしております。また、この自治協会のほかに相互救済事業を行う公益的法人といたしまして、主に全国の市で構成をされております公益社団法人全国市有物件災害共済会がございまして、このたび、自治協会と市有物件災害共済会の損害共済分担金を比較しました結果、自治協会よりも市有物件災害共済会が安価であったことから、相互救済事業の委託先を市有物件災害共済会に変更しようとするものでございます。

次に、2の自治協会及び市有物件災害共済会につきましては表のとおりでございます。

3、本市の委託物件数につきましては、平成30年度で建物852件、自動車203台を委託しております。

次に、4、分担金の比較でございます。表の一番下の行、建物と自動車を合わせた合計では、自治協会が971万7,325円、市有物件災害共済会が433万8,619円で、分担金の差が537万8,706円でございます。

5の委託開始日は、令和元年10月1日としております。

議会の議決をいただきましたら、その後に市有物件災害共済会への委託の手続を進める予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 4 号

○議長(林 久光君) 日程第 8、議案第 6 4 号 令和元年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 6 4 号 令和元年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)でございます。

令和元年度江田島市一般会計補正予算(第 3 号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 5, 0 9 3 万 6, 0 0 0 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7 億 6, 3 5 5 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 6 4 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 1 8 ページ、1 9 ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金は土木施設災害復旧

事業費の増に伴います負担金の増額補正でございます。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金は、障害者訪問入浴サービス利用者の増に伴います地域生活支援事業費補助金の増額補正でございます。

5 目土木費国庫補助金は、大原ポンプ場ストックマネジメント計画策定事業の追加に伴います社会資本整備総合交付金の増額補正でございます。

1 6 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金は、障害者訪問入浴サービス利用者の増に伴います地域生活支援事業費補助金の増額補正でございます。

4 目農林水産業費県補助金は、小規模崩壊地復旧事業の追加に伴います小規模崩壊地復旧事業費補助金の増額補正でございます。

1 8 款、1 項寄附金、2 目指定寄附金は、農業費寄附金及び観光費寄附金の増額補正でございます。

2 0 ページ、2 1 ページをお願いをいたします。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、財源調整のための基金繰入金の増額補正でございます。

2 0 款、1 項1 目繰越金は前年度繰越金の増額補正でございます。

2 1 款諸収入、5 項雑入、3 目給食事業収入は、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、無償化の対象外となります副食費の徴収を行うことによります保育施設給食費の増額補正でございます。

4 目雑入は臨時職員の社会保険料個人徴収金及び外国人観光客受入基盤等整備事業補助金の増額補正でございます。

2 2 款1 項市債、2 目民生債は、一般単独事業債（合併特例・保育施設整備事業）の増額補正でございます。

このページ下段から2 2 ページ、2 3 ページをお願いをいたします。

5 目土木債、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の増額に伴います一般公共事業債（急傾斜地崩壊対策事業）の増額補正でございます。

8 目災害復旧事業債は、現在実施をしております災害復旧事業の事業費の増に伴います土木施設災害復旧事業債の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、災害復旧事業にかかわる費用の追加、保育施設及び小中学校等への防犯カメラの設置工事費などの補正を計上しております。

また、人件費につきましては、本年4 月の人事異動等に伴います給与、給料、職員手当などの組みかえ補正を各款、項、目におきまして計上をしております。その内訳及び交付金につきましては、5 6 ページの給与費明細書にお示しをしております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

2 4 ページ、2 5 ページをお願いをいたします。

中ほどから2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、人事管理事業費で他自治体派遣職員負担金の減額補正を、庁舎維持管理事業費で本庁4 階の会議室パーティションの修繕工事費の増額補正を計上しております。

2 6 ページ、2 7 ページをお願いをいたします。

3目財政管理費は、財政管理事業費で、封筒の一括管理に伴います印刷製本費の増額補正でございます。契約管理事業費で、契約事務システム委託料の増額補正を計上しております。

5目財産管理費は、財産管理事業費で、旧飛渡瀬保育園の有償貸し付けに伴います補助金返還金の増額補正を、公共施設再編整備事業費で、売却予定物件の上水道、量水器の移設などの費用を増額補正計上しております。

6目企画費は、本市でのお試し居住受け入れに伴います企画調整事業費の増額補正でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

13目市民センター費は、能美市民センター非常用発電機基盤取りかえ工事費の増額補正でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

2目障害者福祉費は、障害者訪問入浴サービスの利用者増に伴います委託料の増額補正でございます。

3目老人福祉費は、介護保険保険事業勘定特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

32ページ、33ページ下段から34ページ、35ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、3目保育施設費は、保育園への防犯カメラの設置工事や、認定こども園えたじまの前の水路改修及び駐車場の整地工事、また保育・幼児教育の無償化に伴いまして、本市の児童が市外の認可外保育施設を利用した際の負担金の増額補正でございます。

4目児童福祉施設費は、子育て世代包括支援センターへの防犯カメラの設置工事費の増額補正でございます。

36ページ、37ページ下段から38ページ、39ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、臨時職員の雇用関係費用の増額補正でございます。

3目農業振興費は、農業振興施設維持管理事業費で、10月からの消費税改正に伴います交流促進センター指定管理委託料の増額補正を、オリーブ振興事業費で、申請者の増に伴いますオリーブ振興推進補助金の増額補正を計上しております。

下段の2項林業費、2目治山事業費は、県事業の実施に合わせ実施いたします流末水路工事関係費用の増額補正でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業振興対策事業で水産振興施設修繕補助金の増額補正を、水産業施設維持管理事業費で、消費税改正に伴います海辺の新鮮市場指定管理委託料の増額補正及び漁船係留施設の修繕工事費の増額補正を計上しております。

42ページ、43ページをお願いいたします。

7款1項商工費、3目観光費は、観光振興事業費で、消費税率改正に伴います竹炭工

房おおがき指定管理委託料の増額補正を、観光施設維持管理事業費で、ふるさと交流館及び真道山森林公園の指定管理委託料の増額補正を計上しております。

44ページ、45ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、深江地区で整備しております建設残土処分場の第2期工事費の増額補正でございます。

3項河川費、2目砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の増額補正でございます。

4項港湾費、1項港湾管理費は、来年度施工予定の三高港待ち合い所解体工事設計委託料の増額補正でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

5項都市計画費、2目都市下水道費は、大原ポンプ場の改修に向けましたストックマネジメント策定のための委託料の増額補正でございます。

一番下の6項住宅費、1目住宅総務費は、実績見込みに伴います空き家等活用推進補助金等の増額補正でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、入学者の増によります通学費助成対象者の増及び公営塾講師の勤務の見直し等に伴います大柿高等学校魅力化事業補助金の増額補正でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

2款小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、1目学校管理費は、安全対策のための防犯カメラ設置費用の増額補正でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

5項保健体育費、2目体育施設費は、秋月体育館トイレの改修の工事費を増額補正しております。

11款災害復旧費、3項1目土木施設災害復旧費は、工事費等の追加によります増額補正でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

13款諸支出金、2項1目公営企業費は、水道事業会計及び下水道事業会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、海辺の新鮮市場指定管理委託、令和元年10月消費税増税分等をお願いをしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

追加といたしまして、一般公共事業債の急傾斜地崩壊対策事業で、急傾斜地崩壊対策事業県負担金の1件お願いをしております。また、変更といたしまして、一般単独事業債の合併特例事業で、保育施設整備事業等2件お願いをしております。

なお、事項別明細書56ページ、57ページに給与費明細書、58ページに債務負担行為の支出予定額等調書、59ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示しし

ております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） まず、1点ほどお伺いしたいと思います。

これは44ページ、45ページの8款土木費、3項河川費の中で、急傾斜地崩壊対策事業県負担金1,000万とあります。この内容と詳細についてお願いをいたします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） この事業は、現在広島県において大君地区で災害復旧事業、急傾斜の事業を实际やっておるんですけども、それに関連いたしまして、隣接して崩れそうなそういった地区があるということなので、その部分につきまして県のほうで交付金事業で実施すると、その負担金が10分の1ということでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○13番（山本秀男君） 2点ほどお聞きします。

29ページの能美市民センター管理運営事業費の工事請負、78万7,000円、これは非常用の発電機の基盤の改修するんだという説明があったんですが、この能美市民センター自体が2年前ぐらいに3億円かけて大規模改修しておるんですが、なぜそのときにされなかったのか、お聞きします。

それから、2点目に53ページですが、スポーツ施設管理運営事業費、工事請負費850万7,000円、秋月体育館のトイレ改修ということでございましたが、浄化槽新たにつけられるのか、既設の浄化槽を使われるのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 29ページの能美市民センター管理運営事業費での工事請負費の補正の内容についてなんですけれども、まずその工事の内容とこれに至る経緯について説明させていただきます。

故障の内容は、非常用の自家発電機がありますけれども、発電機そのものは今、大丈夫なんですけれども、その発電機に故障があった場合に、この自家発電機は外にあるんですけれども、宿直室で故障のブザーが鳴ると。故障してもないのに、今ブザーが鳴る状態です。これを直そうと思えば、屋外にある本体側の制御盤の故障を知らせる基盤を変えないといけないということで、これが78万ということになります。

これに至る経緯なんですけれども、平成16年に4町合併しまして、そのときには、旧能美町役場を使いましたけれども、能美町役場には非常用の自家発電機ありませんでした。それでは、災害のときとか停電なつたときに困るので、危機管理上つけましようということになりまして、設置しましたのが平成21年、その後皆さん御承知のとおり、

平成28年に本庁が大柿に移転しまして、その翌年度29年に議員御指摘のとおり大規模改修をしまして、昨年の春に能美市民センターとしてスタートしました。29年の大規模改修の際には、この自家発電機は、平成21年につけたときは、別館と本庁の間に設置したんですけれども、改修に伴って以前の庁舎は覚えていると思いますけれども、本庁と別館の間は高低差があったんで、階段を二、三段おりてました。改修した際に、車椅子でも行けるようにスロープにして別のところからつけましたので、自家発電機は邪魔になるということで、今現在は、広銀ATMが棧橋側にありますけど、その隣に今、移設しています。

ここからが議員の御指摘のところなんですけれども、そのときに4億かけて大規模改修したんだから、一緒にそのときあわせて悪いところも直しておいたらよかったんじゃないかという御指摘だと思います。それに対しましては、自家発電の耐用年数が15年ということで、平成21年に設置して、29年が大規模改修でしたからまだ8年しか経過していないということですから、そのまま同じものを使って、設置場所だけ移設したということでございます。

いずれにしても、今後、同様な施設の大規模改修をする際には、それに附属する自家発電機やエアコンなど、電気機械設備につきましても、議員御指摘のように耐用年数を踏まえ、場合によっては設備の傷みぐあいについて、専門業者の意見を聞くなど、経済性も考慮しつつ、適切な対応に努めてまいります。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 53ページのスポーツ施設管理運営事業費の工事請負費でございます。秋月体育館トイレ改修工事、この浄化槽につきましては、既存のものを利用して改修するということでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 山本秀男議員。

○13番（山本秀男君） 秋月体育館のトイレ浄化槽は、既設の使うということは、今小学校の校舎の裏にある浄化槽だと思うんですが、これはもう建設して40年、今まで修繕もしておるんじゃないか思うんですよ。ブローラーいうて、機械なんかはもう10年ぐらいしたら取りかえをせんにゃいかんですから。それでも耐用年数が来たようなところをまだ使うのかと、それとあわせて秋月小学校のグラウンドと校舎を含めて、これは普通財産になって、売却あるいは貸し付け等の計画もある中で、その浄化槽を使われるのはいかがなもんかなと、私は別途で、この際便所を改修されるのであれば、浄化槽は体育館用の浄化槽にしておくべきではないかというふうに感じるわけでございます。

それと、先ほどの市民センターの件で、耐用年数は15年いうて、8年ぐらいしかたってないんで、使ったということのようであるんですが、私が調べた範囲では、耐用年数は大体10年ぐらいのような気もせんこともないんですが、今後こういう改修等されるときにはね、できればあわせて改修されるようお願いしたいと思います。

今の体育館の件について、もう一度お願いします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） トイレの件なんですけど、最初はもう使ってない、ほぼ使

ってないということで、浄化槽もうまく機能していないのかなということで調査もしました。なら、小学校の浄化槽に関しては、ちゃんと機能しているということだったので、とりあえずそのまま使おうと。最初は浄化槽も体育館用の浄化槽というのも考えて設計もしたんですが、約ですね、その浄化槽新設というかつくることで、約500万ぐらいプラス、今のこの八百何万円にプラス500万ぐらいかかるということで、それなら今、まだ小学校の浄化槽が生きているのでそれを使おうかと。とりあえずいつ直すかはわからないんですが、学校がなくなったときに浄化槽を新設しても同じぐらいの額がかかるのであれば、今は使えるのをとりあえず使っとこうかなということで工事費を抑えたということでございます。

○議長（林 久光君） 山本秀男議員。

○13番（山本秀男君） 経費節減を図ったということじゃないんか思うんですが、逆にですね、52ページにこの財源は一般財源を充当するようにしております。起債対象にならないからそうされたんだと、検討した末そうしたんだらうと思うんですが、私は浄化槽とあわせてね、改修を。起債対象になるほどに合併特例債もあるわけですからね、そうするほうが経費節減につながるんじゃないかないうふうに感じるんです。そこまで検討されてこの追加補正をされたのか、最後に確認いたします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 起債対象になるかどうかというところまではちょっと私も承知はしてないんですが、聞いたときにやっぱりトイレ、秋月体育館のトイレの改修でも1,000万円を超えるいうたらやはりちょっと経費がかかり過ぎるんじゃないかなということで、本当に最小の経費でいけるのであれば、いずれは浄化槽は回収しないといけないんであっても、それが今なんかというところでやっぱり議論はしました。起債対象になったとしてもお金がどっちにしたってかかるということなので、本当に最小の額で何とかならないかなというのが一番の論点だったと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○14番（胡子雅信君） 2点ほど教えてください。

まず39ページなんですけども、農業振興費のオリーブ振興事業費、先ほどの説明では申請者の増ということでの増額補正ということでございますけれども、これがどのような形での増なのか、数字的な問題であると思うんですけども、詳細を教えてください。

それと49ページになります。教育振興費、大柿高等学校サポート事業費、先ほどは通学とかあとは公営塾の講師のことについての増額ということで、具体的にどのような形での公営塾の運営というかですね、なるのか、この点について説明をお願いいたします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） まず、最初にですね、39ページのほうのオリーブ振興事業の補助金の関係ですけど、これは農地ですね、再生利用活動事業補助金という

ことで、当初200万ほど組んでおりました。それが深江のほうで、法人のほうがですね、新たに1.3ヘクタール程度ですね、農地の再生利用しようということで1件上がってまいりました。その関係の増額となっております。

以上です。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 49ページの大柿高校サポート事業費のことをございですが、今回公営塾の人数がふえたということでですね、塾の講師を常時2名体制でやっていると、今までは1名だったんですが、それを2名にするというのが増額の大きな理由でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） 大柿高校の今の公営塾の件でございますけども、今年度40名の定員入学されていることもあって、恐らくこの関係で公営塾の生徒がふえ、それに対応する講師と、ふえるということなんですけども、今現状、去年と今回、公営塾の利用者は何人なのか、この点だけ教えてください。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今、ごめんなさい、手元に詳細な資料がないんですけど、私が聞いた範囲では、1年生が23名入ってきたと。20名を超える範囲入ってきたんで、今の講師1人ではですね、進学の方はもちろんいいんですけど、やっぱり1年生は勉強教えていけないといけないということで、やっぱり1人ではちょっと無理だということで常時2名体制ということでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 胡子議員。

○14番（胡子雅信君） わかりました。じゃ、最後にもう一度、公営塾なんですけども、このたび1年生が20名を超えるということで、1人体制から2名体制ということになりました。今後また来年度もですね、新たに新生が入ってくるとして、今は二十何名、1年生が20名程度ということであれば、3学年でいうとそれなりの人数になった場合ですね、今後とも市もしくは市の教育委員会としてもですね、公営塾のサポートについては高校との協議も含めて育てる会とも協議しながら、このたびの生徒増に対する対応と同じようにされるという方向性でよろしいでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） もちろんそうでございます。当然、教育委員会がふやしましょうということではなくて、当然大柿高校、育てる会からどうしてもこれじゃもう無理だということで要望が上がってきたということでございます。もちろんこの教育委員会、大柿高校、育てる会、この3者が連携をしながら、本当にもっと全員が来てくれるぐらいの塾になればいいなとは思っております。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかにはございませんか。

このたびの提案理由の説明で、先ほど誤りがありましたので、ちょっと訂正の願いが

出ております。

仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 当初説明をいたしました中でですね、30ページ、31ページになるんですけども、一番下ですね、老人福祉費、内容といたしましては、介護保険、保険事業勘定特別会計繰出金のところでございます。私、当初の説明では、増額補正ということ、説明をさせていただきました。実際は減額補正でございます。申しわけございません。

○議長（林久光君） これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号

○議長（林久光君） 日程第9、議案第65号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第65号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,130万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議案第65号 令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

このたびの補正予算は、人事異動に伴います職員給与費の増額について補正をお願いするものです。

歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の64、65ページをお開きください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金の増額補正です。

続いて、歳出でございます。

66、67ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費の増額補正でございます。

なお、68、69ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,130万円とする令和元年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 66 号

○議長（林 久光君） 日程第 10、議案第 66 号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 66 号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計（第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 1,403 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 議案第 66 号 令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。

このたびの補正予算は、人事異動に伴います職員給与費の減額と、地域包括支援センターの体制整備のための他団体出向職員負担金の増額、平成 30 年度地域支援事業支援交付金の精算によります返還金の増額について補正をお願いするものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の 74、75 ページをお開きください。

まず、人事異動に伴うものから説明をいたします。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1 節現年度分の地域支援事業交付金と、同款同項 3 目地域支援事業交付金（介護保険・日常生活支援総合事業以外）、1 節現年度分の地域支援事業交付金の減額補正です。

次に、4 款 1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年度分の地域支援事業支援交付金の減額補正です。

次に、5 款県支出金、3 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1 節現年度分の地域支援事業交付金と、同款同項 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節現年度分の地域支援事業交付金の減額補正です。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1 節現年度分の地域支援事業繰入金と、同款同項 3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節現年度分の地域支援事業繰入

金の減額補正です。

以上が人事異動に伴う歳入の補正となります。

続いて、76、77ページをお開きください。

返還金の財源としまして、8款1項1目1節繰越金の増額補正でございます。

続いて、歳出でございます。

78、79ページをお開きください。

まず、人事異動関係分としまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料及び4節共済費の増額補正と、同款同項同目3節職員手当等の減額補正です。

次に、5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費の減額補正です。

80、81ページをお開きください。

地域包括支援センターの体制整備に伴います他団体出向職員負担金としまして、5款地域支援事業費、4項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費、19節負担金補助及び交付金の増額補正です。

最後に、平成30年度地域支援事業支援交付金の返還金としまして、7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料の増額補正です。

なお、82、83ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,403万8,000円とする、令和元年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

14時10分まで休憩いたします。

(休憩 13時57分)

(再開 14時10分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第67号

○議長(林 久光君) 日程第11、議案第67号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第67号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(林 久光君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第67号 令和元年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

このたびの補正は、主に職員の人事異動に伴う補正と、河川災害復旧工事に伴う水道管移転の工事費などを補正するものです。

令和元年度江田島市水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和元年度江田島市水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 令和元年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入について。

第1款水道事業収益の第1項営業収益を50万円の増額補正を行い、第2項営業外収益を7万2,000円の増額補正を行いまして、第1款水道事業収益の補正後合計額を8億2,082万7,000円とするものです。

支出については、第1款水道事業費用の第1項営業費用を118万1,000円の増額補正をし、第2項営業外費用を108万6,000円の減額補正を行いまして、第1款水道事業費用の補正後合計額を7億9,626万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、7ページから8ページの費目別内訳書をごらんください。

まず、上段(1)収益的収入及び支出の部、上段の収入については、水道事業収益の第1項営業収益、第2目受託工事収益として、建設課の施工する市道三吉是長線道路災害復旧工事の水道管移設工事に伴う事務関連費の手数料50万円の増額や、第2項営業

外収益第3目他会計補助金として、一般会計が負担する児童手当の費用7万2,000円を増額しています。

また、下表の支出については、水道事業費用の第1項営業費用として、各目の増減は人事異動に伴う給料や手当などの予算を118万1,000円増額します。

続いて、8ページをお願いします。

第2項営業外費用として、税務署へ納付する消費税及び地方消費税の予算を108万6,000円減額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条 当初予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段をごらんください。

まず、収入について。

第1款資本的収入の第4項工事負担金を380万円増額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を8,380万2,000円とするものです。

支出については、第1款資本的支出の第1項建設改良費を1,640万円増額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を2億9,137万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、8ページの費目別内訳書をごらんください。

中段(2)の資本的収入及び支出の部、上段の収入について。

資本的収入の第1項第2目工事負担金として、建設課の施工する市道三吉是長線道路災害復旧工事の水道管移設工事に伴う工事負担金380万円を増額しています。

また、支出については、建設改良費第2目水道改良費として、第2配水池の見直し設計に伴う設計や用地測量の委託料及び河川災害復旧工事に伴う水道管移設工事費1,640万円を増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条本文をごらんください。

当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,497万3,000円を2億757万3,000円に増額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額808万円を957万円に増額及び建設改良積立金6,025万7,000円を7,136万7,000円に改め補正するものです。

第4条 当初予算第6条に定めた職員給与費を118万1,000円の増額補正を行い、1億2,994万8,000円に改めるものです。

第5条 当初予算第7条に定めた他会計からの補助金について、12万円を19万2,000円に改めるものです。

その他実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページに、給与費明細書は5ページ、6ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号

○議長(林 久光君) 日程第12、議案第68号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第68号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(林 久光君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第68号 令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

このたびの補正は主に職員の人事異動に伴う補正と、大柿浄化センターの水処理曝気装置修繕に伴う工事請負費などを補正するものです。

令和元年度江田島市下水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和元年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 令和元年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益を54万2,000円の増額。

第2項営業外収益を582万1,000円の増額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を11億9,354万9,000円とするものです。

支出については、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を685万5,000円の増額補正を行いまして、第1款下水道事業費用の補正後合計額を11億9,973万円とするものです。

補正の内容につきましては、7ページの費目別内訳書をごらんください。

収益的収入及び支出の部、下表、支出についてでございます。

下水道事業費用の第1項営業費用、第2目処理場費として、大柿浄化センターの水処理曝気装置修繕に伴う工事請負費541万9,000円の増額補正と、第4目総係費として、人事異動に伴う給料や手当など、143万6,000円の増額補正を行っております。

上表の収入については、先ほどの支出の増額分により、下水道事業収益の第1項営業収益と第2項営業外収益合わせて636万3,000円の増額補正を行っております。

1ページに戻っていただきまして、第3条 当初予算第7条に定めた職員給与費を143万6,000円の増額補正を行い、8,051万6,000円に改めるものです。

第4条 当初予算第8条に定めた一般会計補助金を582万1,000円の増額補正を行い、1億5,395万2,000円に改めるものです。

その他、実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページ、給与費明細書は5ページ、6ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 6 9 号～日程第 2 4 議案第 8 0 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 3、議案第 6 9 号 平成 3 0 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 4、議案第 8 0 号 平成 3 0 年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第 6 9 号から議案第 8 0 号までの平成 3 0 年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、議案第 6 9 号で一般会計、議案第 7 0 号で国民健康保険特別会計、議案第 7 1 号で後期高齢者医療特別会計、議案第 7 2 号で介護保険(保険事業)勘定特別会計、議案第 7 3 号で介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計、議案第 7 4 号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第 7 5 号で港湾管理特別会計、議案第 7 6 号で地域開発事業特別会計、議案第 7 7 号で宿泊施設事業特別会計、議案第 7 8 号で交通船事業特別会計、これら 1 0 会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、議案第 7 9 号で水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

最後に、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、議案第 8 0 号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

平成 3 0 年度の決算につきまして予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業等の運営等の審査に熱心に当たっていただきました三浦代表監査委員、上松監査委員に対しまして厚く敬意を表する次第でございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第 6 9 号から議案第 8 0 号までの平成 3 0 年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についての提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) これをもって提案理由の説明を終わります。

本 1 2 議案については、監査委員の意見が付されておりますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 平成30年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに平成30年度江田島市公営企業会計決算審査意見について御報告いたします。

平成30年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査につきましては、去る7月16日から8月27日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査を行いました。また平成30年度江田島市公営企業、水道事業、下水道事業会計の決算につきましては、去る6月6日から8月27日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係書類との照合など通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、平成30年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成30年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非緯の経費はありませんでした。

なお、審査意見をお手元に配付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（林久光君） 以上で監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（林久光君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第69号 平成30年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第80号 平成30年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く16名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本12議案は議長及び議会選出の監査委員を除く16名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長を選任についてはいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議長において委員長に山本秀男議員、副委員長に酒永光志議員を指名いた

します。

日程第 2 5 発議第 5 号

○議長（林 久光君） 日程第 2 5、発議第 5 号 天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 発議第 5 号 令和元年 9 月 1 1 日。

江田島市議会議長 林 久光様。

提出者 江田島市議会議員 酒永光志、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 登地靖徳、賛成者 江田島市議会議員 沖元大洋。

天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出をいたします。

別紙をごらんいただきたいと思います。

天皇陛下御即位を祝す賀詞。

天皇陛下におかせられましては、風薫る佳き日に御即位あそばされ日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされましたことは、誠に慶賀にたえないところであります。天皇皇后両陛下のいよいよのご清祥と令和の世が幾久しく続きますことを心から祈念申し上げ、ここに江田島市議会は、江田島市民を代表して謹んで慶祝の意を表します。

令和元年 9 月 1 1 日 広島県江田島市議会

以上でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ本決議に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 久光君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（林 久光君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議が全て終了いたしました。

これで、令和元年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

(閉会 14時36分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員